

クレジットカード会員規約（beauty-full card / beauty life card）新旧対照表

クレジットカード会員規約の主な変更事項は赤字箇所となります。

改定前	改定後
<p>第 11 条 (カードの発行と取扱い)</p>	<p>第 11 条 (カードの発行と取扱い)</p>
<p>1.当社は、会員にカードを発行し、貸与します。</p> <p>2.会員は、当社からカードを貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。</p> <p>3.カードは会員以外使用できません。また、会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。</p> <p>4.カードの所有権は当社に属するものとし、会員が他人にカードを貸与し、譲渡し質入れし、又は担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。</p> <p>5.前項に違反してカードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生じる一切の債務については、本規約を適用し、すべて会員がその責を負うものとします。ただし、会員に過失がない場合は、この限りではないものとします。</p>	<p>1.当社は、カード入会申込をした者が当社所定の審査で承認された場合には、会員に対し、カード（次に掲げる情報及び物をいう。）を発行し、使用権限を付与し、貸与します。</p> <p>(1)当社が決済に利用するカード情報（氏名、会員番号及びカード番号等）</p> <p>(2)当社が物理的なカードの発行を行うことを決定した場合には、前号のカード情報に加え、物理的なカード（以下「物理カード」という。）</p> <p>2.カードは、会員以外使用できません。また、会員は、第三者が使用することができないよう、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。</p> <p>3.会員は、理由や名目の如何を問わず、第三者にカード情報を通知し、管理させ、漏洩あるいは開示し、又は第三者に物理カードを貸与し、譲渡し質入れし、担保に提供する等、カードの占有又は使用権限を第三者に移転させることは一切できません。</p> <p>4.前項に違反してカードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生じる一切の債務については、本規約を適用し、すべて会員がその責を負うものとします。ただし、会員に過失がない場合は、この限りではないものとします。</p> <p>5.物理カードの所有権は、当社に属するものとし、会員は、当社から物理カードを貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。なお、当社は、物理カードの発行の決定にあたり、会員に対して条件を付す場合があり、会員はその条</p>

	件を遵守するものとします。
第 20 条 (カードの再発行)	第 20 条 (カードの再発行)
カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、消滅等又は解約後の再申込みの場合には、所定の届出を提出していただき、当社が認めた場合に限り、再発行いたします。	カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、消滅等又は解約後の再申込みの場合には、所定の届出を提出していただき、当社が認めた場合に限り、再発行いたします(再発行についても、第 11 条が適用されます。また、再発行の前に物理カードの発行を受けていた会員も、再発行にあたっては原則としてカード情報のみの発行となります)。

改定日 2024 年 8 月 1 日